

平成 30 年 8 月 16 日

「大学評価コンソーシアム会則」の一部について、下表左欄（「現行」欄）を同表右欄（「改正」欄）のように改正する。

大学評価コンソーシアム幹事会

改 正	現 行
<p>第 1 条～第 10 条（現行どおり）</p> <p>第 3 章 運営担当会員 （運営担当会員の種類）</p> <p>第 11 条 会に、次の各号に掲げる役職を置く。 (1) 代表幹事 1 人 (2) 副代表幹事 3 人以内 (3) 幹事 14 人以内 (4) 監査人 2 人以内 (5) <u>アドバイザー 必要に応じて配置する</u></p> <p>2 前項(1)、(2)については、(3)の幹事の中から選任する。</p> <p>（運営担当会員の職務及び権限）</p> <p>第 12 条 代表幹事は、会を代表し、その業務を総括する。 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、会の業務を掌理し、代表幹事に事故があるときはその職務を代理し、代表幹事が欠員のときはその職務を行う。 3 幹事は、会の運営に関する実務を行うと共に重要な意思決定に参画する。 4 監査人は、会の活動を監査する。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総会の際に会員に報告しなくてはならない。 5 <u>アドバイザーは、経験や知見をもとに必要に応じて運営を担当する会員に助言を行う、もしくは幹事に準じる形で会の運営に協力する。</u></p> <p>第 13 条～第 14 条 （現行どおり）</p> <p>（アドバイザーの選任）</p> <p>第 15 条 <u>アドバイザーは、代表幹事が会員のなかから選考し任命する。</u> 2 <u>アドバイザーを任命した場合には、すみやかに会員に知らせなければならない。</u> 3 <u>年度途中におけるアドバイザーの任命は、幹事会の議を経ればよいものとする。</u></p>	<p>第 1 条～第 10 条（略）</p> <p>第 3 章 運営担当会員 （運営担当会員の種類）</p> <p>第 11 条 会に、次の各号に掲げる役職を置く。 (1) 代表幹事 1 人 (2) 副代表幹事 3 人以内 (3) 幹事 14 人以内 (4) 監査人 2 人以内</p> <p>2 前項(1)、(2)については、(3)の幹事の中から選任する。</p> <p>（運営担当会員の職務及び権限）</p> <p>第 12 条 代表幹事は、会を代表し、その業務を総括する。 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、会の業務を掌理し、代表幹事に事故があるときはその職務を代理し、代表幹事が欠員のときはその職務を行う。 3 幹事は、会の運営に関する実務を行うと共に重要な意思決定に参画する。 4 監査人は、会の活動を監査する。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総会の際に会員に報告しなくてはならない。</p> <p>第 13 条～第 14 条 （略）</p>

<p>(運営担当会員の辞任)</p> <p>第 <u>16</u> 条 代表幹事がやむを得ない事由でその職を辞することを希望した場合、幹事会の議を経なければならない。</p> <p>2 副代表幹事、幹事、監査人、<u>アドバイザー</u>がやむを得ない事由でその職を辞することを希望した場合、代表幹事にその旨を届け出る。</p> <p>第 <u>17</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(運営担当会員の任期)</p> <p>第 <u>18</u> 条 代表幹事、副代表幹事、幹事、監査人、<u>アドバイザー</u>の任期は、2年とし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の副代表幹事、幹事、監査人の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 <u>19</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (現行どおり)</p> <p><u>附 則 (平成 30 年 8 月 23 日総会承認)</u></p> <p>1 この規則は、平成 30 年 8 月 24 日から施行する。</p>	<p>(運営担当の辞任)</p> <p>第 15 条 代表幹事がやむを得ない事由でその職を辞することを希望した場合、幹事会の議を経なければならない。</p> <p>2 副代表幹事、幹事、監査人がやむを得ない事由でその職を辞することを希望した場合、代表幹事にその旨を届け出る。</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>(運営担当の任期)</p> <p>第 17 条 代表幹事、副代表幹事、幹事、監査人の任期は、2年とし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の副代表幹事、幹事、監査人の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 18 条～第 33 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
--	---

改正理由：
(別紙、総会資料のとおり)